

コミュニティ活動補助

コミュニティ運動推進協議会事務局 ☎ 27-3179
(まちづくり推進課 企画調整グループ内)

地域文化の育成や環境美化活動に係る費用の一部を助成しています。

<p>地域花壇づくり活動助成事業</p> <p>▷他のモデルとなることが期待できる花壇の管理費を助成します。</p> <p>対象 自治会・町内の団体</p> <p>補助金額 沿道の花壇施設費…面積が5㎡以上10㎡未満は1万5千円、10㎡以上は2万円 花壇の管理費…1団体の上限7千円(予算の範囲内で助成)</p> <p>募集期間 10月30日(金)まで</p>	<p>空缶拾い活動奨励事業</p> <p>▷空缶拾い活動に対して助成します。</p> <p>対象 団体(15人以上)</p> <p>補助金額 年3千円以内</p> <p>募集期間 10月30日(金)まで</p>
<p>フラワーマスター育成事業</p> <p>▷フラワーマスター認定講習会受講に係る旅行費用等を支給します。</p> <p>対象 町民</p> <p>補助金額 講習会受講旅費(実費分)</p> <p>募集期間 10月30日(金)まで</p>	<p>個性的文化活動奨励事業</p> <p>▷町内の団体、サークルなどが自主的・主体的に取り組む事業に対して補助します。</p> <p>対象 町民(10人以上)</p> <p>補助金額 開放的で個性的な文化活動の初期投資経費として1回に限り上限3万円(予算の範囲内で助成)</p> <p>募集期間 10月30日(金)まで</p>

第11回特別弔慰金

住民課 福祉グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

戦没者等の遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給します。

<p>●支給対象者</p> <p>戦没者等の死亡時の遺族で、令和2年4月1日(基準日)において「恩給法による公務扶助料」や「戦疾病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位の遺族1人に支給します。</p> <p>①令和2年4月1日までに戦疾病者戦没者遺族等救護法による弔慰金の需給権を取得した方</p> <p>②戦没者の子</p> <p>③戦没者等の(1)父母(2)孫(3)祖父母(4)兄弟姉妹 ※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、(1)~(4)の順番が入れ替わります。</p> <p>④上記①から③以外の戦没者等の三親等内の親族 ※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。</p>	<p>●支給内容</p> <p>額面25万円、5年償還の記名国債</p> <p>●請求期間</p> <p>令和5年3月31日(水)まで</p> <p>※請求期間を過ぎると受け取ることができなくなりますので、ご注意ください。</p> <p>※第10回特別弔慰金を支給された方には、令和2年7月までに申請の案内が郵送されます。該当する方は、案内文書を受け取られてから窓口にお越しください。</p>
---	--

公共交通ガイドブック発行

まちづくり推進課 企画調整グループ ☎ 27-3179

厚真町公共交通ガイドブックを発行しました。

<p>町内の公共交通機関の情報をまとめた厚真町公共交通ガイドブックを4月24日に発行しました。</p> <p>ガイドブックは町ホームページからダウンロードできるほか、次の場所でご覧になれます。</p>	<p>●閲覧場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役場 ・総合ケアセンターゆくり ・青少年センター ・上厚真支所 ・まちなか交流館しゃべーる
--	--

町長選挙・町議会議員補欠選挙 立候補予定者等説明会

町選挙管理委員会事務局 ☎ 27-2322

町長選挙および町議会議員補欠選挙の説明会を開催します。

日時	事項	会場	
6月4日(木)	10時30分~	町長選挙立候補予定者説明会	総合福祉センター ※出納責任者は必ず出席してください。
	13時30分~	町議会議員補欠選挙立候補予定者説明会	
6月17日(水)	9時~17時	立候補届出書類事前審査 立候補予定者選挙公報事前審査	町選挙管理委員会事務所
6月23日(火)	-	選挙告示日、選挙入場券発送	総合福祉センター
	8時15分~	立候補届出受付	
6月24日(水)	-	期日前投票・不在者投票開始	
6月28日(日)	-	投票日(即日開票)	
6月29日(月)	10時~	町長当選証書の付与	役場議会会議室
	11時~	町議会議員当選証書の付与	
7月12日(日)	-	選挙運動費用収支報告期限	

住民課 税務グループ ☎ 27-2481
(役場庁舎別館前プレハブ)

軽自動車税の減免

一定以上の障がいがある人のために使用する軽自動車を減免します。

<p>●対象</p> <p>①障がい者本人または障がい者と生計を一にする人が軽自動車を所有し運転する場合</p> <p>②障がい者のみで生活する人が所有する軽自動車を常時介護する人が運転する場合</p> <p>※軽自動車税以外の自動車税の減免については、苫小牧道税事務所(☎0144-32-5286)へお問い合わせください。</p> <p>※減免は普通自動車など含め、障がい者1人につき1台に限ります。</p>	<p>●必要書類</p> <p>①減免申請書</p> <p>②運転免許証</p> <p>③印鑑</p> <p>④自動車検査証</p> <p>⑤軽自動車税納税通知書</p> <p>⑥通知カードまたは個人番号カード</p> <p>⑦次の(ア)~(イ)のうちいずれか1点</p> <p>(ア)身体障害者手帳 (イ)精神障害者保健福祉手帳</p> <p>(ウ)療育手帳 (エ)戦傷病者手帳</p> <p>※場合により生計を一にする証明書・常時介護証明書などが必要です。</p> <p>※減免の対象となる障害等級はお問い合わせください。</p>	
<p>●減免となる税額</p> <p>原則全額</p>		
<p>●申請期間</p> <p>6月1日(月)まで</p>		

除草剤の使い方に注意

建設課 土木グループ ☎ 27-2451

除草剤を使用する際は、道路の路肩やのり面の草を枯らさないように注意してください。

除草剤の影響で道路の路肩やのり面の草が枯れているところが見受けられます。

草が枯れてしまうと路肩の崩壊の原因となりますので、町道の周辺に除草剤を使用する際は十分注意してください。

上厚真市街地に光ファイバー網を整備

総務課 情報防災グループ ☎ 27-2481

上厚真市街地に光インターネットサービスが提供されます。

5月1日から上厚真市街地が光インターネットサービスの提供エリアになりました。

利用については各通信事業者にお問い合わせください。

利用者募集

移動販売車による 買い物サービス (暮らしの安心サポート事業)

▶サービス内容

週に1度、食材や日用品等を積んだ移動販売車が、登録者の自宅に訪問します。訪問の際、健康状態などを見守り、異常があった場合には医療機関や保健師などに連絡します。

ご自宅前に訪問した
移動販売車から
買い物できます



▶対象者

次のいずれかに該当する方(年齢制限なし)
①自宅付近で買い物できない方
②店舗まで買い物に行くことが困難な方

▶サービス利用料金

無料(商品購入代金はかかります)

▶登録方法

初回のみ登録が必要です。山ヨ藤井商店(担当:西村)まで連絡してください。

▶訪問スケジュール

地区ごとに訪問する曜日が決まっています。

曜日	訪問地区
月	豊沢、軽舞、豊丘、鹿沼、浜厚真、清住
火	新町、東和、宇隆、美里、上野、富野、鯉沼、京町、錦町、本町
水	桜丘、吉野、富里、高丘、幌内
木	表町、本郷、朝日、幌里
金	豊川、共栄、共和、上厚真、厚和

指定曜日以外にも、相談により訪問日を変更することができます。
例)「通院のため、月曜日から火曜日に変更してほしい」、「来週の水曜日は不在なので再来週にしてほしい」など

問い合わせ 山ヨ藤井商店(事業実施者) ☎27-2414 産業経済課 経済グループ ☎27-2486

4月27日から

町社会福祉協議会の窓口が 移転しました



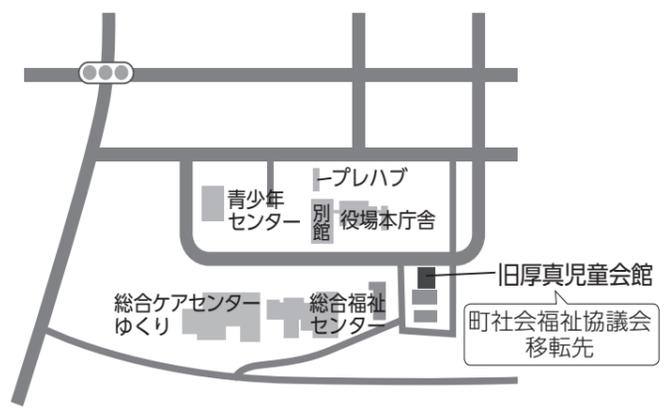
町社会福祉協議会

地域包括支援センター

災害ボランティアセンター

移動前:旧かしわ保育園(本郷283-2)

移動後:旧厚真児童会館(京町158-1)



問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎26-7501

住まいの再建相談会

町・金融機関・住宅建築の専門家が住まいの再建相談を個別に各ブースで受け付けます。

と き 5月26日(火)14時~20時
最終受付:19時30分
ところ 総合福祉センター

参加費無料 予約不要

※予約は不要ですが、予約すると1世帯1時間まで待ち時間なしでご相談いただけます。
※住宅建築の専門家にご相談の場合、5月20日(水)までに予約が必要です。

新型コロナウイルス感染防止対策にご協力ください

- ・咳エチケットにご協力ください。
- ・風邪などの症状がある場合は参加をご遠慮ください。
- ・状況により本相談会を延期する場合があります。

予約・問い合わせ
まちづくり推進課 地方創生・復旧復興計画策定室
☎27-3179

後期高齢者医療制度

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
住民課 町民生活グループ ☎26-7871(総合ケアセンターゆくり内)

後期高齢者医療制度の軽減基準などが見直されました。

保険料均等割の軽減割合と基準が見直されました。

1年間の保険料の賦課限度額が見直されました。

令和元年度

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	減額後の均等割
33万円(かつ、被保険者全員が所得0円) ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	8割	1万5,614円
33万円	8.5割	1万1,710円
33万円+(28万×世帯の被保険者数)	5割	2万6,024円
33万円+(51万円×世帯の被保険者数)	2割	4万1,638円

均等割
1人当たりの額
5万2,048円

+

所得割
被保険者本人の所得に応じた額 (前年の所得-33万円)×10.98%

||

1年間の保険料 〔限度額〕
(100円未満切り捨て)
令和元年度 62万円 → 令和2年度 64万円

↓

令和2年度

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	減額後の均等割
33万円(かつ、被保険者全員が所得0円) ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	7割	1万5,614円
33万円	7.75割	1万1,710円
33万円+(28万5,000円×世帯の被保険者数)	5割	2万6,024円
33万円+(52万円×世帯の被保険者数)	2割	4万1,638円

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※所得とは、前年の収入から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです。

令和2年度の年間保険料額の例

○単身世帯の場合

年金収入	均等割軽減	令和2年度	前年度比
80万円	7割	1万5,600円	5,600円増
168万円	7.75割	2万8,100円	4,700円増
196万円	5割	7万3,200円	2,600円増
196万5000円	5割	7万3,700円	1万2,500円減
219万円	2割	11万4,100円	4,100円増
220万円	2割	11万5,200円	5,900円減

○夫婦2人世帯(共に被保険者)で、妻の年金収入が80万円以下の場合

夫の年金収入	均等割軽減	区分	令和2年度	前年度比
80万円	7割	夫	1万5,600円	5,600円増
		妻	1万5,600円	5,600円増
168万円	7.75割	夫	2万8,100円	4,700円増
		妻	1万1,700円	4,200円増
224万円	5割	夫	10万3,900円	3,700円増
		妻	2万6,000円	900円増
225万円	5割	夫	10万5,000円	1万1,400円減
		妻	2万6,000円	1万4,100円減
270万円	2割	夫	17万100円	6,100円増
		妻	4万1,600円	1,500円増
272万円	2割	夫	17万2,300円	3,900円減
		妻	4万1,600円	8,600円減

令和2年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。